

「社外役員の独立性に関する基準」

クリヤマホールディングス株式会社（以下「当社」といいます）の社外取締役が独立性を有していると判断されるのは、当該社外取締役が下記のいずれの項目にも該当しない場合です。

- ① 当社グループ（当社含以下同じ）の業務執行者（※1）
- ② 当社グループ各社を主要な取引先（※2）とする者、法人にあつては業務執行者（※1）
- ③ 当社グループ各社の主要な取引先（※2）、法人にあつては業務執行者（※1）
- ④ 当社グループ各社から多額の金銭その他の財産（※3）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、法人等にあつては業務執行者（※1）
- ⑤ 当社の主要な株主（※4）、法人にあつては業務執行者（※1）
- ⑥ 当社グループの社外役員の当社以外の兼務先（相互就任の関係にある場合）の業務執行者（※1）
- ⑦ 当社が一定額を超える（※5）寄付または助成を行なっている者、法人にあつては業務執行者（※1）
- ⑧ 上記②～⑦に過去3年間において該当していた者
- ⑨ 上記①～⑦に該当する者が重要な者（※6）である場合、その者の二親等以内の親族（配偶者含）
- ⑩ その他、上記①～⑨以外に独立性を疑わせる事項がある場合

注記事項

※1…「業務執行者」とは業務執行の取締役、その他使用人等をいう。

※2…「主要な取引先」とは、当社を主要な取引先にする者（または会社）についてはその者（または会社）の連結売上高の5%以上当社グループへの売上がある会社をいう。当社グループの主要な取引先は連結売上高の5%以上の売上がある者（または会社）をいう。また、融資取引にあつては当社の連結総資産の2%以上を当社に融資を行なっている者（または会社）をいう。

ここでいう連結売上高、連結総資産は直近事業年度の数値による。

※3…「多額の金銭その他の財産」は年間1千万円以上の金銭価値をいう。

※4…「主要な株主」とは発行済株式（自己株式を含む）の5%以上を保有する株主をいう。

※5…「一定額」とは年間1千万円をいう。

※6…「重要な者」とは、当社、当社グループ各社、取引先等で役員、部長クラス以上の地位にある者、監査法人にあつては公認会計士、法律事務所にあつては弁護士をいう。

以上